

由良川で マナーを守った 水面利用を目指して

由良川でレジャーを楽しまれるみなさまへ ～協議会からのお知らせ～

由良川の下流域では、府外からも利用者が訪れ、多様な水面利用が行われています。一方、その地域には、地元住民や漁業者の方などが生活されておりますが、必ずしも「調和のとれた水面利用」とはいえない状況です。水面利用者の皆さまに、是非、耳を傾けていただきたいお知らせがあります。

※水面利用とは

漁業や船舶の航行、その他水に親しむ行為(ボート、水上スキー、ウインドサーフィン、釣りなど)を行うことをいいます。

平成20年8月
由良川下流水面利用調整協議会

ご存知ですか？

由良川とレジャーの
ちょっと困った関係

地元住民のうち、回答者の約半数は
“ルールが守られていない”と感じています。

様々な被害情報や苦情が寄せられる中、本協議会では、平成19年3月上旬に由良川沿川自治会に所属される約1300世帯の全戸配布及び漁協など関係団体あわせ、計約1500部を配布した「水面利用アンケート調査」を実施しました。その結果をご覧ください。

「水面利用のイメージ」

「レジャー客に問題がある」「静かに憩える場所の減少」等、水面利用の印象としてマイナス面を感じる方が強い傾向にありました。(図1)

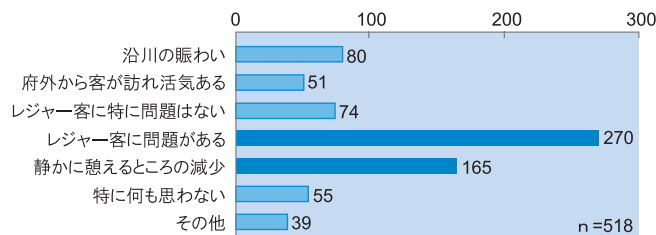


図1 水面利用のイメージ

「水面利用者のマナー」について

回答者の過半数が「(マナー、ルールが)守られていない」と感じると答えています。(図2)

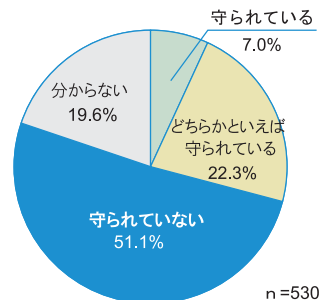


図2 水面利用状況について

「水面利用者からの被害経験」について

「聞いたことがある」「感じる」などを入れた「被害経験者」回答者は4人に3人を超えています。(図3)

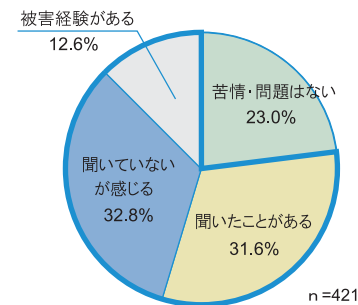


図3 苦情や被害について

特にその主な苦情は次のとおりです。

(地元住民の苦情)

- ・騒音 ・ゴミのポイ捨て ・不法駐車
- ・どこにでも用便をされる ・私有地への無断侵入

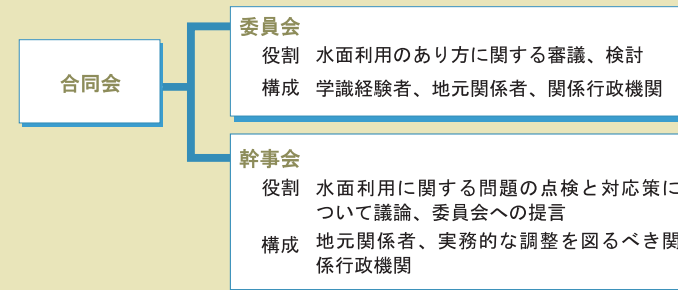
(漁業関係者の苦情)

- ・漁業操業中にレジャー客が近づき、邪魔をする
- ・仕掛けを切られた ・岸すれすれまで近寄って波を立てられた

様々な方が共同参画する

「由良川下流水面利用調整協議会」で **現在、水面利用ルールを検討中** です！

現在由良川では、望ましい水面利用のあり方について、地元住民、漁業従事者、観光協会その他、様々な方の立場から、様々な視点で議論、調整する場として「由良川下流水面利用調整協議会」を発足、平成18年1月30日に第1回総会を開催、現在まで計8回の会議を開催してきました。その中で「由良川水面利用ルール」という水面利用に関する自主ルールの作成を目指すことになりました。



由良川水面利用ルール（案）

適用区間：由良川河口(0.0km)～舞鶴・福知山市境(17.0km)

全ての河川利用者が守るルール

1
ゴミは必ず各自で持ち帰りましょう。



2
自動車や牽引車のアイドリングストップを徹底しましょう。



3
水辺に来る際には、周辺道路への迷惑駐車はやめましょう。

4
大声で騒ぐなど、近隣の方の迷惑になる騒音を出さないようにしましょう。

5
公共トイレ若しくは施設内等のトイレ以外での用便は絶対にやめましょう。

6
田畑へ立入るなど地域の農家の迷惑にならないようにしましょう。

河川の水面利用に対し、皆さまのより一層のご理解、ご協力をお願いします。

由良川下流水面利用調整協議会

21加佐活性化協議会・宮津市由良自治連合会・社団法人天橋立観光協会
舞鶴市漁協・宮津市漁協・由良川漁協・舞鶴市・宮津市・京都府・国土交通省

連絡先) 国土交通省 福知山河川国道事務所 河川管理課

〒620-0875 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14

電話 0773-22-5104(代) 内線402

レジャー目的の航行(以下、「遊走」と言う)に関する、水上バイクを含めた動力船のルール

1. 利用時間

午前8時から日没までとしてください。なお、通過通行の場合はこの限りではありません。

2. 動力船利用水面の範囲（大川橋より下流）

「大川橋より下流の川岸から50メートルの範囲」では、漁業操業や生物の生息場所であることから、遊走しないでください。(下図参照)

3. 動力船利用水面の範囲（大川橋より上流で福知山市との境界までの区域）

川幅が狭く河川が蛇行しているなど危険であるとともに、漁業操業や生物の生息場所であることから、遊走しないでください。なお、通過通行の場合は、河川の中央を通行しましょう。

4. 他水面利用者への配慮

船舶が係留している場所、あるいは岸で魚釣りをしている人の傍を通行する場合や他の水面利用をしている人が近くにいる場合などでは、徐行して通過するなど特に注意しましょう。

5. 船舶免許の携帯、整備

船舶免許、船舶検査が必要です。また、備え付けないと航行できませんので、法定備品も必ず備え付けましょう。

6. 改造の禁止

著しく排気音の大きい艇レジャー目的の水上バイクを含めた動力船の利用はやめましょう。

7. ライフジャケットの着用

水上バイクを含めた動力船に乗る場合には、必ず救命胴衣を着用しましょう。

8. 飲酒運転の禁止

飲酒しての乗船、操船はやめましょう。

9. 騒音防止

水上バイクを含めた動力船に乗る場合には、できるだけ騒音を出さないようにしましょう。

動力船利用水面の範囲（大川橋より下流）



凡例：遊走制限区域(ルール適用範囲)

— : 川岸より50mの進入制限エリア

- - - : 市境界

この水面利用ルールは、あくまで平成20年8月現在、協議会で検討した案のたたき台であり、確定ではありません。
今後、水面を利用される皆さまの声を聞き、協議会で議論していきます。